部・委員会及び室の所掌事項

部・委員会及び室	項　　目
総　務　部	(1)　諸会議に関する事項 (2)　役員及び委員の選任、委嘱等に関する事項 (3)　部、委員会、特別委員会及び室の連絡調整に関する事項 (4)　文書の授受、発送及び保存に関する事項 (5)　税理士会員及び会員の事務所職員の福利厚生に関する事項 (6)　事務局に関する事項 (7)　地区連絡協議会及び支部との連絡調整に関する事項 (8)　税理士会員章、税理士法人会員証、会員名簿その他会員に関する事項 (9)　税理士会員及び会員の事務所職員の表彰に関する事項 (10)　政府諸機関、地方公共団体その他諸団体との連絡交渉に関する事項 (11)　税理士会員に事故が生じた場合の援助に関する事項 (12)　他の部、委員会、特別委員会及び室の所掌に属しない事項
財　務　部	(1)　予算及び決算に関する事項 (2)　会費、拠出金等に関する事項 (3)　金銭及び物品の出納並びに財産の管理に関する事項 (4)　各種事業の資金計画に関する事項 (5)　資金の保全及び管理に関する事項 (6)　経理記録の作成及び保存に関する事項 (7)　その他経理の取扱いに関する事項
広　報　部	(1)　会報の編集及び発行に関する事項 (2)　広報宣伝に関する事項 (3)　広報活動に関し、行政機関及び報道機関との連絡に関する事項
制　度　部	(1)　税理士制度及び税理士業務に関連するその他の諸制度についての調査研究に関する事項 (2)　前号に関し官公署及び連合会への建議並びにその諮問に対する答申に関する事項 (3)　税理士制度の改善進歩に関する事項
研　修　部	(1)　税理士会員の研修に関する事項 (2)　支部等の実施する研修会の援助に関する事項 (3)　受講機会の拡充を図るための調査研究に関する事項
調査研究部	(1)　税務行政及び租税制度（租税救済制度を含む。以下同じ。）についての調査研究及び改善進歩に関する事項 (2)　前号に関し官公署への建議及びその諮問に対する答申に関する事項 (3)　第１号に関し、官公署との協議会の運営に関する事項 (4)　税理士業務に関する会計制度、商事法令についての調査研究及び解明啓発に関する事項
業務対策部	(1)　会員の業務改善及び指導に関する事項 (2)　会員の職域の確保拡充に関する事項 (3)　会員の報酬及び税理士業務処理簿に関する事項 (4)　書面添付制度の普及促進に関する事項 (5)　会員の損害賠償制度の調査研究に関する事項 (6)　会員の業務の国際化への対応に関する事項 (7)　その他会員の業務に資する事項（他の部、委員会、特別委員会及び室の所掌に属する事項に関するものを除く。）

部・委員会及び室	項　　目
税務支援対策部	(1)　税務支援に関する事項 (2)　税務相談所の適正な運営及び指導に関する事項 (3)　税理士の職域の侵害防止対策に関する事項 (4)　税理士法第50条（いわゆる「臨税」）に関する事項 (5)　前各号に関し、官公署、税務関連諸団体との連絡調整に関する事項
綱紀監察部	(1)　税理士の品位保持に関する事項 (2)　会員の監督に関する事項 (3)　所在不明確認調査事務に関する事項 (4)　にせ税理士の排除に関する事項 (5)　会員と納税者間の紛議調停に関する事項（紛議調停委員会の所掌に属する事項に関するものを除く。） (6)　会員の事務所職員の監督に関する事項
デジタル・システム部	(1)　税理士の業務とその周辺業務への情報通信技術（デジタル技術）等の有効利用に関する事項 (2)　本会の会務を円滑に遂行するための情報通信技術（デジタル技術）等を活用した情報基盤の整備に関する事項 (3)　一般社団法人日税連税法データベースとの連絡調整に関する事項
公益活動対策部	(1)　税理士の資格及び職能を活用した公益活動に関する事項（他の部、委員会、特別委員会及び室の所掌に属する事項に関するものを除く。） (2)　その他公益活動に関する事項（他の部、委員会、特別委員会及び室の所掌に属する事項に関するものを除く。）
租税教育推進部	(1)　租税教育等の推進に関する事項 (2)　租税教育等の調査研究に関する事項
中小企業対策部	(1)　中小企業の会計に関する指針及び会計に関する基本要領に関する事項 (2)　会計参与制度に関する事項 (3)　中小企業の支援に関する事項
会務制度委員会	(1)　本会の組織機構及び諸制度の調査及び対策に関する事項 (2)　会則その他諸規則の制定改廃及び解釈に関する事項 (3)　会務についての諸企画の審議に関する事項 (4)　地区連絡協議会規約及び支部規約の変更に関する事項
税務審議室	(1)　会員の申請に係る次の事案に対する助言に関する事項 ①　税務訴訟事案（税務調査に係る修正申告等の勧奨に対する不服等を含む。） ②　税務調査に係る修正申告等の勧奨前の疑義事案のうち、当審議室において審議することが適当であると認められる事案 ③　会員相談室へ寄せられた質疑事案のうち、当審議室において審議することが適当であると認められる事案 (2)　会員相談室に関する事項
総合企画室	(1)　中長期の基本施策の企画立案に関する事項 (2)　会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用に関する事項 (3)　重要施策に係る官公署、その他諸団体との連絡及び情報発信に関する事項 (4)　会務の執行における、関係分掌機関との調整及び会務の執行に必要な企画立案に関する事項のうち、会長が特に必要と認めて諮問した事項 (5)　緊急を要する重要事案の対応策に関する事項